

利根町新築マイホーム取得助成金誓約書

私は、利根町新築マイホーム取得助成金の交付申請にあたり、利根町の住民として定住の意思をもって転入し、5年以上継続して定住すること、下記の事項のいずれかに該当することとなったときは、返還命令に従い、既に交付された助成金の全額を返還することを誓約します。

また、助成金交付後5年間、住民記録並びに町税等の納付状況について、町が調査することに同意します。

記

- 1 偽りその他不正な手段により、利根町新築マイホーム取得助成金の交付の決定を受けたとき。
- 2 交付決定を受けた日から5年以内に本町から転出したとき。ただし助成金の交付決定を受けた者と同居する者が町の住民基本台帳に記録され、かつ、当該住所を生活の本拠とする場合を除く。
- 3 交付決定を受けた日から5年以内に住宅を貸与、売却又は取り壊したとき。ただし、売却にあつては、売却日より3ヶ月以内に買主が町の住民基本台帳に記録され、かつ、当該住所を生活の本拠とする場合を除く。
- 4 交付決定を受けた日から5年以内に市区町村民税等を滞納したとき。

年 月 日

住所

氏名

利 根 町 長 様